（３） 令和7年度の新たな取り組み

新たな地域独自指標の指標項目について

◆ 第三次・担い手3法での改正内容や現行指標の進捗状況を踏まえて、新たな指標「第三次・全国統一指標」を設定（令和7年5月予定）。
◆「第三次・全国統一指標」とあわせ、地域毎に定める「地域独自指標」も今回見直し。

年　度		新・全国統一指標（現行） （地域独自指標（現行）） （取組年次：R2～R6）	第三次・全国統一指標 （地域独自指標） （取組年次：R7～R11） 「地域独自指標」も見直し
令和6年	12月	令和5年度取組状況公表	
令和7年	2月	品確法　運用指針の改定	
	3月	運用指針の解説資料の作成・公表	
	5月		第三次・全国統一指標決定
	5月～		新指標の基準値、目標値について、 全国の地域発注者協議会で審議
	12月	令和6年度取組状況公表	第三次・全国統一指標の基準値・目標値の公表
令和8年	12月		令和7年度取組状況公表

地域独自指標の項目と算出方法及び指標分類（案）

区分	指標項目（案）	定義（算出方法）	指標分類
工事	【継続】 週休2日工事の取り組み状況 発注件数割合	週休2日対象工事の実施状況 ＝ 週休2日対象工事発注件数（公告等） ／ 全発注工事件数（公告等） ※ 週休2日対象工事件数：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。 ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	【件数】 a：週休2日工事実施率 0.7以上 b：週休2日工事実施率 0.5～0.7 c：週休2日工事実施率 0.3～0.5 d：週休2日工事実施率 0.3未満 e：未実施
工事	【新規】 週休2日工事の達成状況 達成件数割合 ※ 全国統一指標に市町村が含まれなかった場合	週休2日工事の達成状況 ＝ 週休2日達成工事件数（完成） ／ 全工事件数（完成） ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	【件数】 a：週休2日工事達成率 0.7以上 b：週休2日工事達成率 0.5～0.7 c：週休2日工事達成率 0.3～0.5 d：週休2日工事達成率 0.3未満 e：未実施
工事	【新規】 スライド変更の実施 （単品スライド）	実施率（機関）＝ 実施機関数 ／ 全機関数 ※ 数値は、「a」、「b」の割合 ※ 運用基準策定の有無と変更契約実施の有無 ※ 県の運用基準に準じている場合は、基準策定あり ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	a：基準策定済みで、変更契約実施 b：基準策定済みだが、対象案件なし c：基準策定済みだが、変更契約未実施（対象案件あり） d：基準未策定
工事	【新規】 スライド変更の実施 （インフレスライド）	実施率（機関）＝ 実施機関数 ／ 全機関数 ※ 数値は、「a」、「b」の割合 ※ 運用基準策定の有無と変更契約実施の有無 ※ 県の運用基準に準じている場合は、基準策定あり ※ 北陸ブロック発注者協議会アンケート※1より算出	a：基準策定済みで、変更契約実施 b：基準策定済みだが、対象案件なし c：基準策定済みだが、変更契約未実施（対象案件あり） d：基準未策定

※1 北陸ブロック発注者協議会アンケート：「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく取り組み内容調査（各機関の実績と目標を年度末に調査）

週休2日工事の取り組み状況及び達成状況

①週休2日対象工事の取り組み状況（発注件数割合）

- ◆ R5年度より、独自指標項目に追加。
- ◆ 新地域独自指標においても継続して項目設定。

継　続

週休2日対象工事率（発注件数割合）＝ 週休2日対象工事発注件数（公告） ／ 全発注工事件数（公告等）

②週休2日対象工事の達成状況

- ◆ 第三次・全国統一指標　⇒　当面、国等・都道府県・政令市が調査対象
- ◆ 地域独自指標　⇒　市町村を含めた全機関を調査対象

新　規

週休2日達成率　＝ 4週8休達成工事件数（完成） ／ 全工事件数（完成）

- ◆「4週8休達成工事件数」を独自アンケートで調査
- ◆ 統一的な現場閉所（毎週土日閉所または4週8休の確保）と同一調査
- ◆ 対象とする工事は、「全国統一指標」と整合
  （工事対象期間（着手日から完成日の間）において、実際に4週8休以上（現場閉所・交代制問わず）を行ったと認められる工事の割合）

スライド変更の実施

スライド条項を追記（R6改正品確法）（運用指針（解説資料）（R7）の「必ず実施すべき事項」に設定）

■背景

- □ 地方公共団体による発注工事を中心に、資材高騰等を受けた価格転嫁が円滑に進んでいない。
- □ 適切な価格転嫁対策による労務費へのしわ寄せの防止が急務。

■改正品確法本文（抜粋）

（発注者等の責務）
第七条（略）
十三　公共工事の契約において市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく請負代金の額の変更及びその適切な算定方法に関する定めを設け、当該定めの適用に関する基準を策定するとともに、当該契約の締結後に当該変動が生じたときは、当該契約及び当該基準に基づき適切に請負代金の額の変更を行うこと。

「地域独自指標」への設定

- □ **スライド条項を適用せずに、受注者のみに過度な負担を求めると、下請へのしわ寄せや粗雑工事等に繋がる懸念**
- □ **近年の労務費、材料費の価格高騰を踏まえ、スライド条項の基準の策定及び変更実施状況を「地域独自指標」に設定。**

- ◆ スライド条項の実施状況については入契法調査等でも調査を実施。
- ◆ 地域独自指標では、「基準の策定」「変更契約の実施」を独自アンケートで調査。

【参考】公共工事標準請負契約約款における請負代金額変更の規定（スライド条項）

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

全体スライド

第26条　**発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる**。

２　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

３　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

［注］〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

４　第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

単品スライド

５　**特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる**。

インフレスライド

６　**予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる**。

単品・インフレのスライド方法について

７　前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

［注］〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

※補足：公共約款においては単品・インフレスライドのスライド方法を協議事項としており、具体的に定めていない。
そのため、実務においては各発注者がスライド方法の取扱いをそれぞれ事前に定めるか、個別協議にて対応している。

【参考】各スライド条項の比較　※国交省直轄工事の取扱い（工事請負契約書第26条）

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>全体スライド（第1～4項）</th><th>インフレスライド（第6項）</th><th>単品スライド（第5項）</th></tr>
<tr><td colspan="2">適用対象工事</td><td>工期が12ヶ月を超える工事</td><td colspan="2">すべての工事</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">請求可能な
タイミング・条件</td><td>工期の始期から12ヶ月を経過した後</td><td>臨時で賃金水準の変更がなされた後で、次の賃金水準の変更までの間</td><td>特別な要因により主要工事材料の価格に著しい変動を生じた時（受発注者間の共通認識が必要）</td></tr>
<tr><td colspan="3">スライドを請求する時点で残工期が2ヶ月以上ある（すべてのスライドで共通）</td></tr>
<tr><td colspan="2">条項の趣旨</td><td>緩やかな価格水準の変動に対応</td><td>急激な価格水準の変動に対応</td><td>特定の資材価格の急激な変動に対応</td></tr>
<tr><td rowspan="4">請負額
変更の
方法</td><td>対象となる
工事費の範囲</td><td colspan="2">請負額の内、残工事部分のみスライドを行う
→基準日（基本は請求日とする）以前の変動についてはスライドしない</td><td>請負額の内、部分払いを行った出来高部分を除いた部分についてスライドを行う
→請求日以前の変動もスライドする</td></tr>
<tr><td>変更の対象
とする費目</td><td colspan="2">労務費、材料費、機械経費等の直接工事費部分のほか、諸経費等も対象</td><td>特定資材の材料費のみが対象</td></tr>
<tr><td>受注者
の負担</td><td>残工事費の１．５%</td><td>残工事費の１．０%</td><td>対象となる工事費の１．０%</td></tr>
<tr><td>再スライド</td><td>可能
（全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能）</td><td>可能
（臨時で賃金水準の変更がなされる都度、その次の賃金水準の変更がなされるまでの間に1回適用可能）</td><td>原則不可（特定資材について、既済部分を除く全ての数量を対象に、精算時にスライドを行うため、再スライドの必要がない）
（※例外としては、複数年度契約の通年維持工事や指定部分がある工事が挙げられる）</td></tr>
</table>

【参考】各種スライド条項（全体スライド、単品スライド、インフレスライド）に関するFAQ等について

◆ 各種スライド条項（工事請負契約書第26条第１項～第６項）における規定、イメージ図、計算例、FAQなどを国土交通省のウェブサイトに掲載しています。

【掲載箇所】国土交通省ウェブサイト

URL: https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html

QR コードによるアクセス：